

岐阜県公報

目 次

告 示

○道路の供用開始

(道路維持課)

ページ
一

号 外 (一) 令 和 六 年 十 一 月 二 十 五 日

告 示

岐阜県告示第四百六十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和六年十一月二十五日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年十一月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備考 (区域又は 決定又は 変更の 告示の 年月日 ほか)
県道	岐南線	羽島郡岐南町徳田三丁目一七 七番地先から 同郡同 町平成五丁目八番 地先まで	五〇・二	令和 六・一・二五	平成 二六・二・三 令和 三・四・二七

令和六年十一月二十五日発行

発行者
発行所

岐阜県庁
岐阜市藪田南二丁目一番一号

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社